

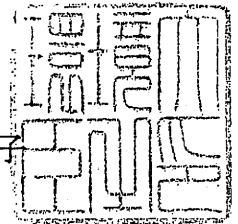
諮問第132号
環自整発第041115001号
平成16年11月15日

中央環境審議会

会長 森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣

小 池 百 合 子



温泉事業者による表示の在り方等について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

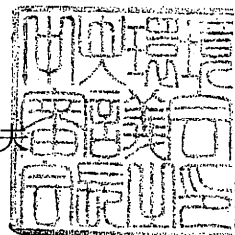
表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例等が判明したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供について国民の関心が高まっている。このような状況を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題への対応について、貴審議会の意見を求めるものである



中環審第217号
平成16年11月15日

中央環境審議会自然環境部会
部会長 熊谷 洋一 殿

中央環境審議会
会長 森 嶋 昭夫



温泉事業者による表示の在り方等について（付議）

平成16年11月15日付け環自整発第041115001号をもって環境大臣より、当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づ
き、自然環境部会に付議する。